

○ 西いぶり広域連合広報紙発行規則

平成12年3月28日
規則第8号

(目的)

第1条 本広域連合の行政運営に関する必要な事項を、住民に周知し協力を得るため、西いぶり広域連合広報紙（以下「広報紙」という。）を発行する。

(名称)

第2条 広報紙の名称は、「広報西いぶり」とする。

(掲載事項)

第3条 広報紙に掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本広域連合について住民に周知を必要とする事項
- (2) 本広域連合行政について住民の協力を図る必要がある事項
- (3) 本広域連合行政に対する住民の意向に関する事項
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

(発行)

第4条 広報紙は、年2回発行する。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、増刊又は休刊することができる。

(配布)

第5条 広報紙は、広域連合長が必要と認めたものに無料で配布する。

(委任)

第6条 広報紙の発行に関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。